

完治証明書 出席停止用紙

庄内こどもの杜幼稚園

下記は学校保健法で定められた学校伝染病です。園児が伝染病に罹患した場合、出席停止扱いになります（出席停止期間は証明書の提出により欠席とはなりません）。医療機関にて証明を受け、登園時にご提出下さい。

<学校保健法に定められた学校伝染病（平成24年4月1日改正）>

	伝染病の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	イ. インフルエンザ ロ. 百日咳 ハ. 麻疹（はしか） ニ. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ホ. 風疹（3日ばしか） ヘ. 水痘（みずぼうそう） ト. 咽頭結膜熱（プール熱） チ. 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	イ. 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで ロ. 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ハ. 解熱した後、3日を経過するまで ニ. 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ホ. 発疹が消失するまで ヘ. すべての発疹が痂皮化するまで ト. 主要症状が消退した後2日を経過するまで チ. 症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	※ 但し、症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
その他	《出停の措置が必要と考えられる感染症》 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、RSウイルス、その他の伝染病	

きりとりせん

（園に出席するときにお持ち下さい）

登園可能証明書

組 氏名

病名（ ）

上記病状で、 月 日 ～ 月 日の期間療養中であつたが、主要症状が消退し、もはや伝染の恐れがないものと認められるので、（ 月 日）から登園可能とします。

平成 年 月 日

医療機関名 印

※期間の記入が困難な場合は、登園可能日のみの記入でも結構です。